

岩手県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による平成25年7月21日執行の参議院岩手県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成25年7月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

金 37,916,300円